たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金　申請手続きの流れ

交付申請書の提出

【提出期限】設備：**工事着工前**まで　車両：購入前若しくは購入後すみやかに

＜必要書類＞

機器共通
- ○交付申請書（様式第1号）
- ○たはらエコチャレンジ宣言登録シート　※登録済みの方は不要
- ○設置費の内訳が分かる書類（見積書または契約書）の写し
- ○設置する住宅の所在地を示した地図
- ○設置予定場所のカラー写真　※建て売りの場合は不要
- ○設備のパンフレット

ZEH
- ○国が実施するZEH支援事業の交付申請書の写し
  （交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し）

車両共通
- ○車両本体価格が記入されたものの写し
- ○車両のパンフレット

↓

交付決定通知書の受領

↓　必要に応じて**変更等申請書の提出**

設置工事／建売住宅引渡し／車両納車　⇒　支払い完了

↓

実績報告書の提出

【提出期限】設備：**完了後速やかに、遅くとも**当該年度の３月３１日までに
車両：初度登録又は新車登録日の翌日から２か月経過する日、当該年度の３月３１日の**いずれか早い日**までに

＜必要書類＞

機器共通
- ○実績報告書（様式第5号）
- ○請求書（様式第7号）　※日付欄は空欄
- ○領収書の写し（領収書が合算されている場合は内訳の分かる書類の写し）
  （分割払により補助対象設備を購入した場合は分割払に係る契約書等の写し）
- ○設備の保証書の写し
- ○設備の設置状況が確認できるカラー写真（型番等が確認できるものを含む）

太陽光
- ○電気事業者と電力受給契約を締結したことを証する書面の写し
  （電力受給契約をしない場合は不要）
- ○太陽電池モジュールの配置図
  （太陽電池モジュールの枚数、公称最大出力値が記載されたもの）

ZEH
- ○国が実施するZEH支援事業の補助金額確定通知書の写し
- ○住宅の売買契約書又は建築工事の請負契約書の写し
  （国が実施するZEH支援事業の申請者が住宅の施工業者等である場合）

車両共通
- ○領収書の写し
  （分割払により補助対象設備を購入した場合は分割払に係る契約書等の写し）
- ○自動車検査証又は標識交付証明書の写し
- ○保証書の写し（電動バイクの場合）
- ○履歴事項全部証明書（法人の場合）

（裏面に続く）

必要に応じて職員による現場確認

交付確定通知書の受領

指定口座へ補助金振込み

【変更等申請書（様式第３号）の提出】

以下に該当するときは変更の手続きが必要です。

・事業内容の変更（対象機器、補助対象経費、補助金額の変更が生じる場合）

・対象設備の設置を中止しようとするとき

【書類提出時の注意事項】

・原則、**申請者本人またはそのご家族の方**が提出してください。
ただし、承諾書がある場合のみ業者等による代行申請を可とします。
（直筆の場合は押印不要）

・**市役所環境政策課窓口**（南庁舎 2 階）まで**直接**提出してください。
渥美支所や赤羽根市民センターでの受付、郵送による受付は行っていません。

・申請書等への押印は不要です。（承諾書のみ、直筆でない場合は押印が必要）

【提出・問合せ先】

田原市役所　市民環境部　環境政策課　（南庁舎2階）
住　所　田原市田原町南番場 30 番地 1
電　話　0531-23-7401
メール　kankyo@city.tahara.aichi.jp
ホームページ　http://www.city.tahara.aichi.jp/
（トップページの「広報ID検索」の検索枠に「1006138」と入力すると該当ページにリンクします）
窓口受付時間　平日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分